

令和 年月日 税務署長殿		所管	業種目	概況書	要否	別表等	※	青色申告		一連番号	
納稅地	電話() -							法人区分		整理番号	
		普通法人(特定の医療法人を除く)、被監査法人等又は人格がない社団等、協同組合等又は特定の被監査法人		事業年度(至)							
(フリガナ) 法人名	法人番号	期末現在の資本金の額又は出資金の額		円	非中小法人	売上金額		兆 十億 百万			
		同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの				申告年月日					
(フリガナ) 代表者記名押印	代表者住所	同非区分		特定期会社 同族会社 非同族会社	通信日付印 確認印 庁指定 局指定 指導等区分						
		旧納稅地及び 旧法人名等			年月日		申告区分				
		添付書類		貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書、損益金算入分表、勘定科目内訳明細書、事業計画書、組織再編成に係る契約書等の写し、「組織再編成に係る移転資産等の明細書」		法人税 中間 期限後 修正 地方法人税 中間 期限後 修正					

平成・令和 年 月 日 事業年度分の法人税
課税事業年度分の地方法人税

平成・令和 年 月 日 (中間申告の場合 平成・令和 の計算期間 平成・令和)

申告書
申告書
年月日 年月日

翌年以降 要否 適用額明細書提出の有無 有 無
税理士法第30条の書面提出有 有 税理士法第33条の書面提出有 有

この申告書による法人税額の計算	所得金額又は欠損金額(別表四「47の①」)	1	十億 百万 千 円	控除税額の計算	所 得 税 の 額(別表六(一)「6の③」)	17	十億 百万 千 円
	法人税額(53)+(54)+(55)	2			外 国 稅 額(別表六(二)「20」)	18	
	法人税額の特別控除額(別表六(六)「4」)	3			計 (17)+(18)	19	
	差引法人税額(2)-(3)	4			控除した金額(13)	20	
	連結納稅の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	5			控除しきれなかった金額(19)-(20)	21	
	土利地盤課税渡利益金額(別表三(二)「24」+別表三(二)の二「25」+別表三(三)「20」)	6	0 0 0		土地譲渡税額(別表三(二)「27」)	22	0
	同上に対する税額(22)+(23)+(24)	7			同(別表三(二)「28」)	23	0
	留保金課税留保金額(別表三(一)「4」)	8	0 0 0		同(別表三(三)「23」)	24	0 0
	同上に対する税額(別表三(一)「8」)	9			この申告による還付金額(21)	25	
	法人税額計(4)+(5)+(7)+(9)	10	0 0		中間納付額(15)-(14)	26	
分配時調整外税額相当額及び外國關係会社等に係る控除対象所得額等相当額(別表六(五)「7」+別表七(三)「3」)	11		外 欠損金の繰戻しによる還付請求税額	27			
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	12		計(25)+(26)+(27)	28			
控除税額(((10)-(11)-(12))と(19)のうち少ない金額)	13		この申告前の所得額又は欠損額(60)	29			
差引所得に対する法人税額(10)-(11)-(12)-(13)	14	0 0	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(65)	30	0 0		
中間申告分の法人税額	15	0 0	欠損又は災害損失金等の当期控除額(別表七(一)「4」+別表七(二)「9」)若しくは(21)又は別表七(三)「10」)	31			
差引確定法人税額(中間申告の場合はその法人税額とし、マイナスの場合、(26)へ記入)(14)-(15)	16	0 0	翌期へ繰り越す欠損又は災害損失金(別表七(一)「5の合計」)	32			
この申告書による地方法人税額の計算	課税標準法人税額(4)+(5)+(7)+(10)の外書)	33		この申告による還付金額(43)-(42)	45	外	
	課税留保法人税額(9)	34		この申告の告申で告あるが修場正合	46	所得の額にに対する法人税額(68)	
	課税標準法人税額(33)+(34)	35	0 0 0	課税留保法人税額にに対する法人税額(69)	47	課税標準法人税額(70)	
	地方法人税額(58)	36		この申告により納付すべき法人税額(74)	48	0 0 0	
	課税留保金額に係る地方法人税額(59)	37		剩余金・利益の配当(剩余金の分配)の金額	49	0 0	
	所得地方法人税額(36)+(37)	38		残余財産の最後の分配又は引渡しの日		平成・令和 年 月 日 決算確定の日	
	分配時調整外税額相当額及び外國關係会社等に係る控除対象所得額等相当額(別表六(五)の二「8」+別表七(三)の二「14」)と(38)のうち少ない金額	39		還する金額		銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 預金 農協・漁協 本所・支所 郵便局名等	
	外 国 税 額 の 控 除 額(別表六(二)「50」)	40		口座番号		ゆうちょ銀行の貯金記号番号	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	41		※ 税務署処理欄		-	
	差引地方法人税額(38)-(39)-(40)-(41)	42	0 0				
中間申告分の地方法人税額	43	0 0					
差引確定(中間申告の場合はその地方法人税額とし、マイナスの場合、(45)へ記入)(42)-(43)	44	0 0					

税理士
署名押印

(印)